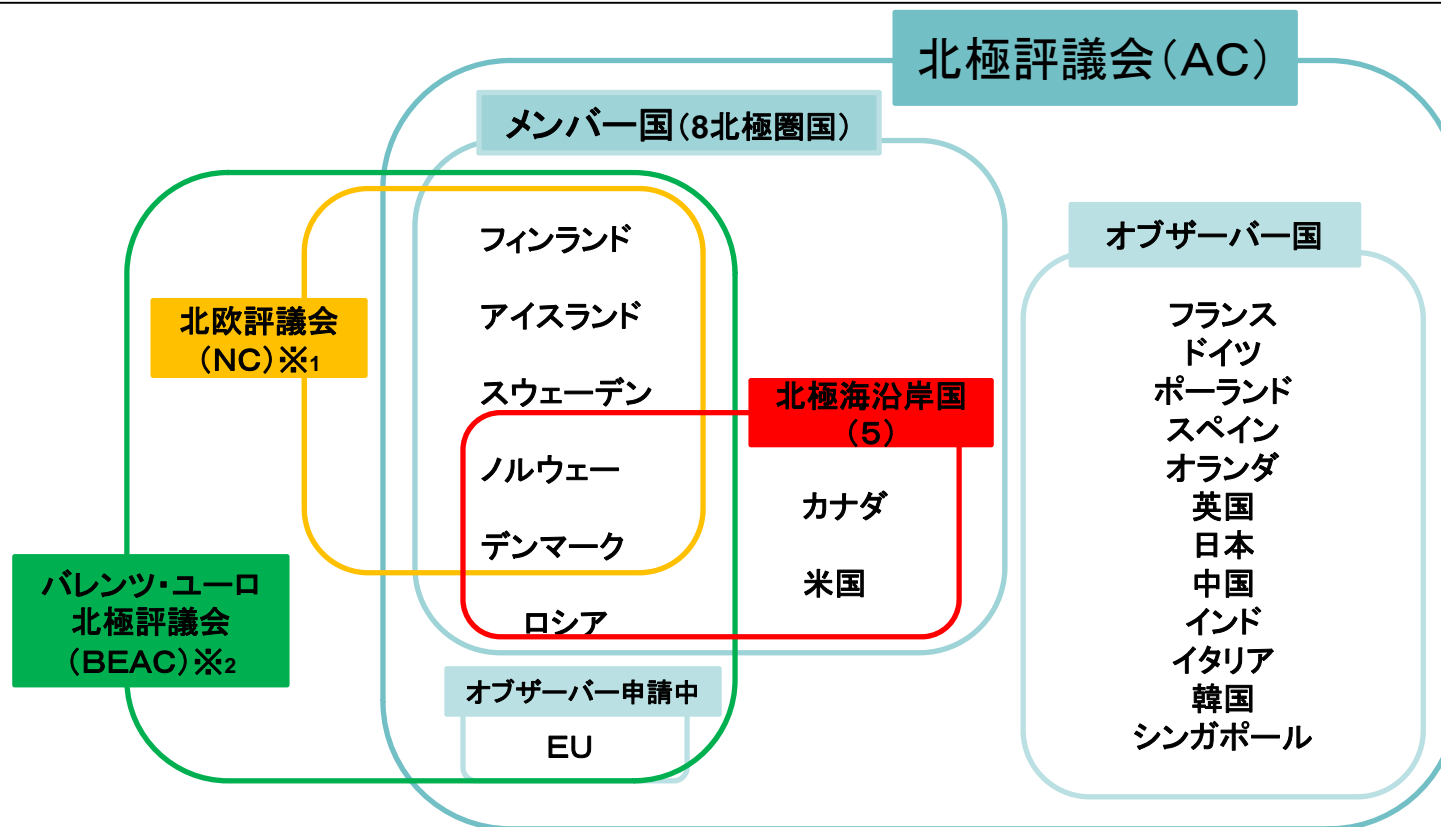


北極をめぐる外務省の取組

平成26年5月

外務省

北極に係る多国間の枠組み：様々な枠組み



※₁北欧評議会 (NC: Nordic Council) : 北欧地域の発展を目指す政治的フォーラムの評議会。北極について、先住民や住民の社会文化の発展、持続可能な資源、環境保護等に取り組む。

※₂バレンツ・ユーロ北極評議会 (BEAC: Barents Euro-Arctic Council) : バレンツ地域に関する問題について各国が協力するためのフォーラム。日本も同評議会のオブザーバー国。

<地方自治体レベルの枠組み>

北方圏フォーラム: 北極圏を中心に寒冷地の経済・環境等の問題解決の為に協力する組織。アイスランド、ロシア、カナダ、米国、中国、韓国、日本より17団体が参加。

<民間の枠組み>

国際北極科学委員会 (IASC: International Arctic Science Committee) : 極北地域及び当地域の地球システムにおける役割に関する科学的理解を深めるため、最先端の学際的研究を促進する組織 (19カ国 (上の図にある国家にスイスを加える。)) の研究機関で構成される)。日本からは、大畑哲夫氏 (海洋研究開発機構 北半球寒冷圏研究プログラムディレクター) ほか参加。

北極評議会 (AC) 概要

2014年5月現在

経緯:「オタワ宣言」(1996年9月)に基づき、
ハイレベルの政府間協議体として設立。

目的:北極圏に係る共通の課題(持続可能な開発、
環境保護等)に関し、先住民社会等の関与を
得つつ、北極圏諸国間の協力・調和・交流を
促進する。

(注)軍事・安全保障関係は扱うべきではない点がオタワ
宣言における注書きで明記されている。

事務局: トロムソ(ノルウェー)

各種会合:

(1)閣僚会合

隔年開催。前回(第8回)会合は2013年5月にスウェーデン・キルナで開催。

(2)副大臣会合

2010年5月に初会合開催、閣僚会合が行われない年に隔年開催
(本年は行われない由)

(3)高級北極実務者(SAO)会合

最低年2回、議長国の呼びかけにより開催。

(4)分野別作業部会

現在、6部会が活動中(汚染対策、監視・評価、動植物保護、緊急事態予
防・準備・対応、海洋環境保護、持続可能な開発)。

※なお、上記関連会合以外に、議長国の関心分野について時限的にタスクフォー
スが設置されており、現在4つのTFが活動中(ブラックカーボン及びメタン、北極科
学技術協力、海洋油濁汚職防止、北極経済評議会)。



Arctic Council

メンバー国(北極圏国)(8 ※固定)

各種決定は、加盟国のコンセンサスに
よりにされる。

カナダ 現議長国
(任期:2013年5月~2015年5月)

米国
フィンランド
アイスランド
ロシア
ノルウェー
デンマーク
スウェーデン

(議長国は輪番制)

常時参加者(6)(※上限7)

北極圏諸国に居住する先住民団体
決定権は持たないが、各種会議に積
極的に参加しており、実際の発言力は
看過できない。

アリュート国際協会(AIA)
北極圏アサバスカ評議会(AAC)
グイッチン国際評議会
イヌイット極域評議会(ICC)
ロシア北方民族協会(RAIPON)
サーミ評議会

オブザーバー

(ACの活動に貢献するとACが決定するもの。)

国(非北極圏国)(12)

仏、独、西、蘭、ポーランド、英、
日本、中国、インド、イタリア、シンガポール、韓国

政府間・地域間・議員間組織(9)

(国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)等)

NGO・団体(11)

(北方評議会(Northern Forum)、WWF等)

(注)EU及び7の国際機関・NGO(含グリーンピース)がオ
ブザーバー資格申請中。

【オブザーバーの役割】

オブザーバーはACの各種会合に招かれるほか、主に作業部
会でのACへの関与を通じ、適切に貢献する。メンバー国や常
時参加者を通じ具体的プロジェクトを提案することも可。

ACへの我が国の関与

1. AC各種会合へのこれまでの出席

2014年5月現在

09年	11月	北極高級実務者(SAO)会合(デンマーク)(在デンマーク大, 本省), 持続可能な開発作業部会(SDWG)会合(デンマーク)(本省)	12年	11月	オブザーバー及びアド・ホック・オブザーバー会合(スウェーデン)(吉良外務副大臣(当時)他), SAO会合(スウェーデン)(在スウェーデン大, 本省)
10年	2月	北極圏監視・評価プログラム(AMAP)作業部会会合(米国)(本省, JAMSTEC)	13年	3月	SAO会合(スウェーデン)(北極担当大使, 本省), SDWG会合(スウェーデン)(在スウェーデン大)
	4月	SAO会合(グリーンランド(デンマーク自治領))(本省)		5月	閣僚会合(スウェーデン)(北極担当大使, 本省)
	5月	副大臣会合(デンマーク)(在デンマーク大, 本省), インフォメーション・デー(デンマーク)(本省, JAMSTEC)		9月	AMAP作業部会会合(デンマーク)(本省, 文科省, 極地研)
	10月	SAO会合(フェロー諸島(デンマーク自治領))(本省)		10月	SDWG会合(カナダ)(本省), SAO会合(カナダ)(北極担当大使, 本省)
11年	3月	SAO会合(デンマーク)(在デンマーク大)	14年	12月	科学協カタスクフォース(SCTF)会合(スウェーデン), ブラックカーボン及びメタンに関するタスクフォース(TFBCM)会合(スウェーデン)(在スウェーデン大)
	5月	閣僚会合(グリーンランド(デンマーク自治領))(本省)		2月	SDWGワークショップ(米国)(アンカレッジ駐), 北極圏動植物保護(CAFF)作業部会会合(カナダ)(在加, 極地研)
	10月	AMAP作業部会会合(ロシア)(在露大, JAMSTEC)		3月	SAO会合(カナダ)(北極担当大使, 本省), SDWG会合(カナダ)(本省)
	11月	SAO会合(スウェーデン)(在スウェーデン大, 本省)		4月	TFBCM会合(ロシア)(在露大), SCTF会合(フィンランド)(極地研)
12年	2月	SDWG会合(スウェーデン)(在スウェーデン大)	5月	TFBCM会合(フィンランド)(在フィンランド大), SCTF会合(アイスランド)(極地研)	
	3月	SAO会合(スウェーデン)(在スウェーデン大, 本省)			
	5月	副大臣会合(スウェーデン)(在スウェーデン大, 本省)			

2. ACへの今後の関与

我が国のオブザーバー資格承認も踏まえ、北極に関する学術研究で蓄積した知見をもとに、ACに貢献していく。

第8回AC閣僚会合 (2013年5月15日, 於スウェーデン・キルナ)

1. 閣僚会合の成果

- (1) メンバー各国から外相が出席(除く加, アイスランド)。我が国からは, 西林北極担当大使(当時)らが参加。
- (2) 北極海の変化に対する世界的関心を踏まえ, 新たな課題と機会への対応のため, AC強化に向けた取組を継続するとともに, ACを政策形成から政策決定へと拡大すべく取り組むとした上で, 以下の点を盛り込んだ「キルナ宣言」を採択。
 - ア 第7回AC閣僚会合で署名された「北極における上空及び海洋での搜索救助協力協定」に続き, 「北極における海洋油濁汚染への準備及び対応に関する協力協定」を署名。
 - イ 改訂AC手続規則, AC補助機関におけるオブザーバーマニュアル, AC常設事務局規則, 財政規則, 予算(分担金)等を含む北極高級実務者報告書を承認。
 - ウ 変化する北極に対して, 北極の安定, 環境, 持続可能な開発, 先住民族の保護等についてのACとしてのヴィジョンをまとめた「北極のためのヴィジョン」を採択。

2. 新規オブザーバー資格承認について

- (1) 我が国, 中, 印, 伊, 韓, シンガポールに対し, 新たにオブザーバー資格を承認。
- (2) EUのオブザーバー申請に関する最終決定は, AC閣僚間で合意されるまで先送り。7の国際機関・NGOのオブザーバー申請については決定されず。
- (3) オブザーバーの役割等に関し, オブザーバー資格継続の条件として下記を規定。
 - ア オブザーバーとしての貢献に関する最新情報を閣僚会合に対し提供。
 - イ 4年毎のオブザーバー資格レビューのため, 同資格継続の意思表示が必要。
 - ウ オブザーバー資格は, ACメンバー国閣僚間のコンセンサスがある限り存続。ただし, オタワ宣言(AC設立文書)又はAC手続規則に反する行動があった場合は資格停止。
- (4) 新規オブザーバーを承認する基準(下記)は維持。

【新規オブザーバー資格の承認基準】

新規オブザーバーとしての一般的な適性は, 以下の点をどの程度, オブザーバー資格申請国が満たすかが考慮される。

- ・オタワ宣言に定めるACの目的を受け入れ, 支持していること。
- ・北極圏国の北極圏における主権, 主権的権利, 管轄権を認識していること。
- ・北極海に適用される海洋法を含む法的枠組みを認識し, これら法的枠組みが北極海の責任ある管理のための堅固な根拠となることを認識していること。
- ・北極圏の先住民やその他住民の価値, 利益, 文化, 伝統を尊重すること。
- ・AC常時参加者や北極圏の先住民の活動に資する政治的意思及び財政的能力を示すこと。
- ・ACの活動に関連してオブザーバー資格申請国が北極圏に有している関心, 専門知識を示すこと。
- ・AC加盟国及び常時参加者と協力して, 北極圏が抱える問題の国際機関への提示などの協力を通じて, ACの活動を支援する具体的な関心や能力を示すこと。

外務省による取組

○北極担当大使の任命

- ・外務省は、北極を巡る問題に継続的に取り組む体制を整えるため、2013年3月、西林文化交流大使(当時)に兼ねて「北極担当」を命じた。同年9月、西林大使の「北極担当」を免じ、國方前駐チェコ大使に「北極担当」を命じた。
- ・北極担当大使は、これまで開催されたACの閣僚会合及び高級実務者会合に出席するとともに、ACメンバー国との間でハイレベルでの意見交換を実施。
- ・我が国のACオブザーバー承認を契機に、政治レベル、プレス及び国内世論の関心が高まったことを受け、議員連盟への説明、プレス対応、雑誌への寄稿、講演会での講演等を行い、我が国の取組について積極的に対外発信を行っている。

○外務省における「北極タスクフォース(ATF)」

- ・2010年9月、北極に関する外交政策(含:国際法的観点)に分野横断的に取り組む省内の体制を整備するため、「北極タスクフォース」を立ち上げ初会合を開催。これまでに会合を6回、勉強会を3回開催。